

(6) 生活交通ネットワーク計画について

生活交通ネットワーク計画【地域内フィーダー系統確保維持事業】(案)

平成25年 月 日  
本庄市交通政策協議会  
会長 酒井了

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 目的

本庄市総合交通計画に基づき、市内公共交通ネットワークを充実させることで交通不便地域を解消し、また、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保することを目的とし、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。

(2) 必要性

本市の市内公共交通ネットワークを充実させるためには、基軸となる路線バスに接続するフィーダー系統の運行が必要である。フィーダー系統の運行により、公共交通を乗り継ぐことで市内を快適に移動することが可能になる。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

	平成26年度 H25.10～26.9	平成27年度 H26.10～27.9	平成28年度 H27.10～28.9
デマンド交通利用者数	26,000	26,500	27,000
本庄シャトル便 利用者数	17,000	17,300	17,600
地域間幹線系統 利用者数	前年度対比で 増加	前年度対比で 増加	前年度対比で 増加

「児玉折返し場～本庄駅(宮本町車庫)線」、「神泉総合支所～本庄駅線」

(2) 事業の効果

デマンド交通の運行により、交通不便地域の解消が図れ、高齢者等の交通弱者の移動手段が確保される。また、既存路線バス、本庄シャトル便及びデマンド交通相互の乗り継ぎにより、公共交通での市内移動が快適に行えるネットワークが形成される。

### 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付)

#### (1) デマンド交通

- ・ 道路運送法の4条許可(区域運行)として、市内全域を運行区域とする。ただし、市内全域での運行では効率が悪いいため、車両を運用する地域を設定する。(本庄北地域、本庄南地域、児玉市街地、児玉山間地域)
- ・ 乗降ポイントに標識を設置し、利用者の事前予約に応じて、利用者を乗降ポイントから乗降ポイントまで乗合にて送迎する。
- ・ 運行日は、日曜日、祝日、年末年始を除く月曜日から土曜日(年間294日)とする。
- ・ 運賃は、均一運賃を設定し、手帳の提示による割引制度を設ける。

おとな(中学生以上)	300円
小学生	150円
未就学児	無料

未就学児のみの乗車はできない。

手帳の提示による割引	- 150円
------------	--------

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、乗車時に手帳を提示する者、及びその介護者1名の運賃を150円割引く。(小学生で手帳を提示する者は無料とする。)

- ・ 車両は、1運用地域で1台とするが、予約状況に応じた追加配車も考慮する。

本庄北地域	常用：ワゴン車両、予備：セダン車両
本庄南地域	常用：セダン車両、予備：セダン車両
児玉市街地	常用：セダン車両、予備：セダン車両
児玉山間地域	常用：ワゴン車両、予備：セダン車両

セダン車両は、兼用(乗合と乗用)で使用する。

#### (2) 本庄シャトル便

- ・ 道路運送法の4条許可(路線定期運行)とする。
- ・ 運行日は、毎日(年間365日)とする。
- ・ 運賃は、均一運賃を設定し、手帳の提示による割引制度を設ける。

おとな(中学生以上)	200円
小学生	100円
未就学児	無料

未就学児のみの乗車はできない。

手帳の提示による割引	- 100円
------------	--------

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、乗車時に手帳を提示する者、及びその介護者1名の運賃を100円割り引く。(小学生で手帳を提示する者は無料とする。)

- ・ 車両は、ワゴン車両(予備：ワゴン車両)とする。

(3) プリペイド(前払い)による割引制度

- ・ デマンド交通、本庄シャトル便共通で使える100円券10枚綴り(1,000円分)、50円券10枚綴り(500円分)を発行する。

100円券10枚綴り(1,000円分)	販売価格
75歳以上	600円
運転免許証返納者(年齢制限なし)	
65歳以上	700円
上記以外の者	800円

50円券10枚綴り(500円分)	販売価格
年齢条件等なし	400円

(4) 運行予定者

運行予定者の選定については、市内に本店若しくは支店、営業所を有する交通事業者を対象に指名型プロポーザルを実施した。応募者は、デマンド交通で各3社、本庄シャトル便で4社あり、国土交通省が策定した「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」に基づき、価格や実績、安全確保策などを評価し、運行予定者を選定した。

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付)

平成26年度(平成25年10月～26年9月) (千円)

事業名称	総事業費	収入	国	市
本庄北地域 デマンド交通	100.0%	%	%	%

本庄南地域 デマンド交通	100.0%	%	%	%
児玉市街地 デマンド交通	100.0%	%	%	%
児玉山間地域 デマンド交通	100.0%	%	%	%
本庄シャトル便	100.0%	%	%	%
合 計	100.0%	%	%	%

## 5. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

(地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付)

## 6. 協議会の開催状況と主な議論

平成25年2月22日 第6回本庄市交通政策協議会

- ・ 本庄市総合交通計画について合意

平成25年4月19日 第7回本庄市交通政策協議会

- ・ 運賃制度、乗降ポイント設置基準、デマンド交通運行区域、本庄シャトル便路線について合意

平成25年5月24日 第8回本庄市交通政策協議会

- ・ 生活交通ネットワーク計画(表1及び4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額を除く。)について合意

平成25年6月 日 第9回本庄市交通政策協議会(書面協議)

- ・ 生活交通ネットワーク計画(表1及び4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額)について合意

## 7. 利用者等の意見の反映状況

### (1) 市民意識調査

- ・ 目的に応じた利用需要(潜在需要を含む)、意向などを統計的に集計
- ・ 平成24年9月に実施
- ・ 3,000世帯に送付し、1,110世帯2,442票を回収(回収率37.0%)

### (2) インタビュー調査

- ・ 駅改札前、バス停で市の交通に係る意見を聴取

- ・平成24年9月5・6日に実施
- ・インタビュー数:本庄駅137人、本庄早稲田駅157人

(3) 本庄市総合交通計画案のパブリックコメント

- ・平成25年1月21日～2月20日に実施
- ・提出された意見:6件(1人)

(4) 本庄市総合交通計画案の市民説明会

- ・平成25年2月9日に2会場(児玉公民館、中央公民館)で実施
- ・児玉公民館:参加41人、中央公民館:参加56人

8. 協議会メンバーの構成

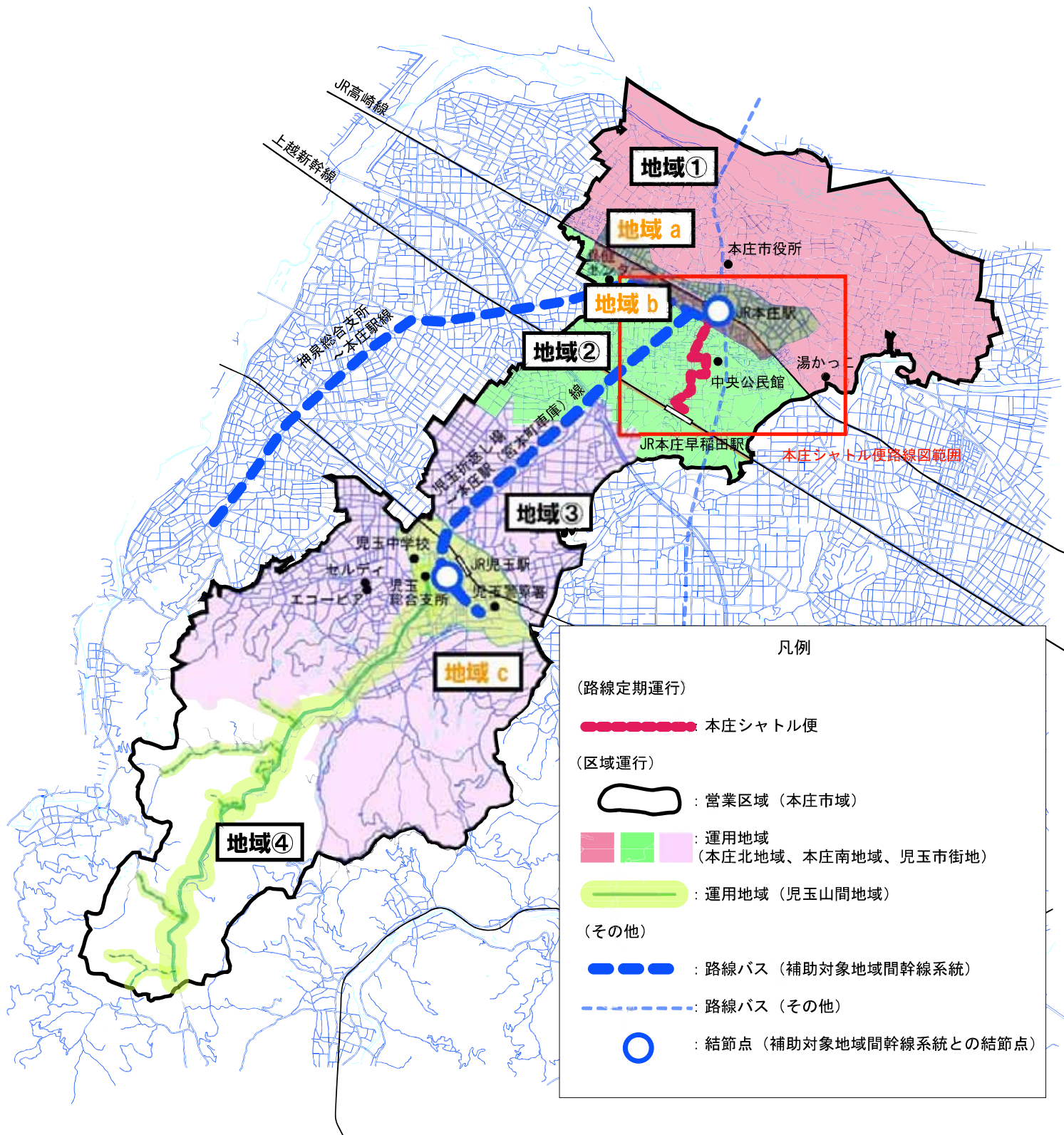
構成員	構成員名称
本庄市長又はその指名する者	本庄市副市長
一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者	朝日自動車(株)、国際十王交通(株)、(一社)埼玉県バス協会
一般貸切旅客自動車運送事業者	本庄観光(株)、武蔵観光(株)
一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者	本庄地区タクシー協議会、(一社)埼玉県乗用自動車協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	朝日自動車労働組合
住民又は利用者の代表	本庄市自治会連合会、本庄市老人クラブ連合会、本庄商工会議所、児玉商工会、本庄市身体障害者福祉会
本庄警察署長又はその指名する者	本庄警察署交通課
児玉警察署長又はその指名する者	児玉警察署交通課
国又は県の交通政策行政の経験及び知識を有する者	埼玉県企画財政部交通政策課
国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局埼玉運輸支局
国又は県の都市計画行政の経験及び知識を有する者	関東地方整備局建政部都市整備課
道路管理者	関東地方整備局大宮国道事務所、埼玉県本庄県土整備事務所道路部
学識経験を有する者その他協議会が必要と認める者	早稲田大学創造理工学部社会環境工学科教授、本庄市議会総務常任委員長

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件	
埼玉県本庄市		本庄北地域デマンド	地域内フィーダー			地域間幹線系統のバス停留所と接続(近接)		
		本庄南地域デマンド	地域内フィーダー			地域間幹線系統のバス停留所と接続(近接)		
		児玉市街地デマンド	地域内フィーダー			地域間幹線系統のバス停留所と接続(近接)		
		児玉山間地域デマンド	地域内フィーダー			地域間幹線系統のバス停留所と接続(近接)		
		本庄シャトル便	地域内フィーダー			地域間幹線系統のバス停留所と接続(近接)		
						p26参照	p27参照	p28参照
合 計								

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。



凡例

(路線定期運行)

- 本庄シャトル便

(区域運行)

- 営業区域 (本庄市域)
- 運用地域 (本庄北地域、本庄南地域、児玉市街地)
- 運用地域 (児玉山間地域)

(その他)

- 路線バス (補助対象地域間幹線系統)
- 路線バス (その他)
- 結節点 (補助対象地域間幹線系統との結節点)

## デマンド交通営業区域 … 本庄市域

### デマンド交通運用地域

本庄北地域	地域①、地域b及び <u>地域bに近接する公共施設</u> (「保健センター」、「中央公民館」)に設置する乗降ポイント間を運行する。
本庄南地域	地域②、地域a及び <u>地域aに近接する公共施設</u> (「市役所」、「湯かっこ」)に設置する乗降ポイント間を運行する。
児玉市街地	地域③に設置する乗降ポイント間を運行する。 ただし、1日1往復に限り、「児玉総合支所」、「湯かっこ」に設置する乗降ポイント間を運行する。
児玉山間地域	県道秩父児玉線の「いろは橋折返し場」に設置する乗降ポイントを起点、「児玉総合支所」に設置する乗降ポイントを終点として同県道を往復することを基本とし、 <u>地域④に設置する乗降ポイントと同県道沿いに設置する乗降ポイント</u> 、 <u>地域cに設置する乗降ポイント及び地域cに近接する公共施設</u> (「セルディ」、「エコーピア」)、 <u>商業施設、医療施設</u> に設置する乗降ポイント間を運行する。

地域① … JR高崎線以北の地域

地域② … JR高崎線以南の本庄地域

地域③ … 児玉地域のうち児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上を除く地域

地域④ … 児玉町元田、稲沢、河内、太駄下、太駄中、太駄上

地域a … 南をJR高崎線、北を県道勅使河原本庄線(旧中山道)、西を蛭子塚通り線、東を国道17号と県道藤岡本庄線(南大通り線)で囲まれる地域

地域b … 北をJR高崎線、南を二本松通り線、西を蛭子塚通り線、東を県道藤岡本庄線(南大通り線)で囲まれる地域

地域c … 国道254号以南の児玉町児玉、八幡山、吉田林





表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名		年度
------	--	----

26  
27  
28

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		km	経常収支率		%	
基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		km	経常収支率		%	
基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		km	経常収支率		%	

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
	円 銭	円 銭	円 銭	%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	系統キロ程	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終点						
						往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km	往 . Km (平均) 復 . Km . Km		%	. km
						往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		%	. km
						往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		%	. km
						往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km		%	. km
合計	系統					往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km	往 . Km 復 . Km . Km			. km

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノの額)	補助対象 系統の経常 収益の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ホ又はナのうちい ずれか少ないほうの額)
		ヘ×ヲ以下の 額:フ	ト	ト×ヲ以上の 額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		円		円	円	円	千円	千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合																	
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要									
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合										
		円																			
		円																			
		円																			
		円																			
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%								

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間 <sup>※</sup> ) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1)) ÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g × (1+(h÷2)) <sup>2</sup> = n
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭
		円 銭	円 銭	円 銭	%	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。  
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名	年度
------	----

1. 申請事業者の概要

26  
27  
28

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台	補助対象期間の前々年度の1台当たりサービス提供時間(ニ)	時間	経常収支率	%	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとヘのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地							
					日	回	時間	時間	時間	%	時間	
					日	回	時間	時間	時間	%	時間	
					日	回	時間	時間	時間	%	時間	
					日	回	時間	時間	時間	%	時間	
合計	系統						時間	時間	時間		時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちのいずれか少ないほうの額)
		ト×フ以下の額:カ	チ×フ以上の額:ヨ	カ-ヨ=タ	タ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
		円	円	円	円	千円	千円		
合計		円	円	円	円	千円	千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
		円																		
		円																		
		円																		
		円																		
合計		円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%							

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（又）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ワ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	本庄市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	36,462
交通不便地域	853

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
853	本泉地区	山村振興法

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。  
**なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。**
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び**実施要領(2.(1))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)**を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が**上記3.**に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。  
**また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。**
5. 「根拠法」の欄は、**交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。**

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

